

様式第1号（第7条関係）

審査基準・標準処理期間整理票

処分の内容	農業者運動広場の利用の許可及び申請		
根拠法令及び条項	蓮田市農業者運動広場設置及び管理条例 第4条		
審査基準	<input checked="" type="checkbox"/> 有（第4条第1項に該当する場合を含む。） <input type="checkbox"/> 無（根拠：第4条第2項第 号に該当）		
	公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない（公表しない場合の根拠：第7条第4項第 号に該当） 【内容】 （※審査基準を公表する場合のみ記載すること。） （利用の許可及び申請） 第4条 運動広場の全部若しくは一部を占有しようとする者及び次に掲げる行為をしようとする者はあらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも同様とする。 （1） 行商、募金、その他これらに類する行為をすること。 （2） 業として写真又は映画撮影等をすること。 （3） 興業を行うこと。 2 市長は、前項に掲げる行為が運動広場の目的に反すると認めるとき、又は管理上支障があると認められるときはこれをしてはならない。 3 利用者は、第1項の許可を受けようとする場合には、別に定める申請書を蓮田市農業者トレーニングセンターに提出しなければならない。 【その他の基準となる法令、通知等】 ○蓮田市農業者運動広場設置及び管理条例施行規則 （利用許可申請） 第2条 条例第4条に規定する利用許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、蓮田市農業者運動広場利用許可申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。 2 市長は、前項の申請について利用を許可したときは、申請者に運動広場利用許可書（様式第2号）を交付するものとする。		
審査基準 設定年月日	令和6年2月5日	審査基準 最終変更年月日	年 月 日
標準処理期間	<input type="checkbox"/> 有（第6条において準用する第4条第1項に該当する場合を含む。） 期間（ ） <input checked="" type="checkbox"/> 無（根拠：第6条において準用する第4条第2項第2号に該当） （理由：個別具体的な判断をせざるをえないものであり、標準処理期間を定めることは困難であるため）		
標準処理期間 設定年月日	年 月 日	標準処理期間 最終変更年月日	年 月 日
所管部署	環境経済部 農政課		
備考			

注 許認可等をするかどうかの判断基準が法令又は条例等において具体的に規定し尽くされているため審査基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。